

平成 20 年（行ウ）第 403 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（５）

2009 年 5 月 15 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係御中

原告 竺原 光江

< 言いたいことについて >

1 . 原告適格と違法性について

被告の準備書面（3）の 3 頁には、「原告の訴えはその要件を欠いている」とあるため、少し原告適格についての補足をすると、個人で訴えていることは問題ない。例えると、もし仮に、100 人が財布を盗まれたとして、それらの人々が団結しなければならないことはない。1 人でも盗まれたら、窃盗罪となり、罪に該当する。団結して法的な場に働きかけなければならないとしたら、それは、1 つの財布を複数の人が共有していた場合に限られる。原告は、あくまで個人の活動を問題にしているのだから、1 人で一向に構わず、むしろ団体となると、誰の何の活動に対する要求なのかわからなくなる。さらに、日本には告発という制度もあり、当事者でなくても罪を訴えることができるように、当事者かどうかより、まずは、違法かどうか重視される。財布が戻ってきた場合、告発人ではなく、当事者に財布は返される。このとき、考えられるのが当事者かどうかであり、「原告適格かどうか」である。この流れからすると、まず「原告適格かどうか」よりも「違法かどうか」が審理されるべきである。違法であれば、原子力政策の推進は中止しなければならず、さらに、原告が当事者であると認められると損害や慰謝料が支払われる。原告は、これまで積極的に脱原子力に向けて活動しており、再生可能エネルギーの事業も進めているのだから、原告適格でないことはなく、もし他人事と考えているのであれば、国家賠償までしない。

原告にとって、憲法第 15 条の 2 項「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」は極めて重視されるべきものである。日本が民主主義である以上は、大多

数の考えが優先されなければならない。大多数が原子力を問題視し、住民投票においても反対派が勝っている中で、原子力が進めるということは職権濫用以外の何ものでもない。国民に正しい情報を伝え、意見を聞いて採用し、一部の人間の考えのみで国家を動かしてはならない。憲法第 15 条の 2 項は、一見、抽象的であり、原告 1 人の問題でないように思われるが、憲法自体が全体のことを書いているため、誰が主張しても全体を示す。また、もし本当に大多数が原子力政策に賛成しているのであれば、原告は訴訟もしていない。よって、9 割もの人が原子力の耐震性に不安を持っているという事実などは、原告が原子力政策に反対する最大の理由になっている。憲法第 15 条と原告の訴訟は、個人的に強く結びついたものである。

また、原告は、中央省庁等改革基本法(経済産業省の編成方針)第 21 条の 2 のイ「個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること」を資源エネルギー庁が遵守していないことを問題視している。これは、資源エネルギー庁が偏った原子力政策を推進し、RPS 法を制定し、再生可能エネルギーを意図的に妨害しているためである。中央省庁等改革基本法が遵守されれば、地球温暖化を防止するため、RPS 法も改定又は廃止される可能性がある。よって、中央省庁等改革基本法を遵守することと再々可能エネルギーを推進させることは、個人的に直接結びついたものである。

その他にも、原告は、数々の違法性を問うているが、これらの 1 つ 1 つを追及することは、原子力政策の是非を問い、コストなどの虚偽を改善させるためのものである。国民に真実を伝え、安全性を確保するためにも、原子力に関する違法性は、細かく、提訴前後の時期を問わず、審理していくべきである。審理が不十分のままの判決は、後々、もし最高裁まで上告することになった場合は、地裁・高裁の判決の勝敗を問わず、差し戻しの請求を行う。最高裁までは、「審理こそすべてである」と原告は考える。

2.再生可能エネルギーの普及について

資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの普及を妨げてきた。これまで、事業者は、再三に渡り、「RPS 法は再生可能エネルギーの普及を妨げている」と主張してきたにも拘わらず、無視し、新産業を振興する役目のある経済産業省の外局の資源エネルギー庁がその振

興を阻んできたのである。また、地球温暖化対策の中心を担っておきながら、悪化させる一方である。今年に入って、経済産業省は、太陽光発電の電力を約2倍で買い取る「固定価格買い取り制度」の創設を発表したが、その試算は、環境省の方が早く発表している。これまでの遅れた政策が原因で、太陽光発電業界は、国際競争からも大きく後退し、金融危機の中で、雇用を支える力にもなれなかった。果たして、これが、資源エネルギー庁の役目と言えるのだろうか。今後、地球温暖化対策は、環境省にすべてを任せた方が早い。地球温暖化防止に最も大切なことは、地球温暖化を必ず解決しようとする「強い心」であり、それが実行力となる。9割もの国民が地球温暖化防止に取り組んでいる中、具体的なCO2削減を行うことが国民の幸福となり、世界にも貢献する。

3．地球温暖化がもたらす被害

京都議定書の目標を達成するためには、2012年までに温室効果ガスを14.7%も削減しなければならない。それにも拘わらず、現実可能な対策が見えてこない。即刻、大多数の国民の賛同するあらゆる可能性を追求し、具体性のあるエネルギー政策を実行するべきである。地球温暖化は、その他にも、開発途上国にまで深刻な悪影響を与え、水不足や貧困に追い討ちをかける。先進国は、地球全体のことを考え、行動することが役目である。地球温暖化の問題は、「生命の尊厳」を追求する意味を持つものだから、生命に危険を及ぼす原子力は新設を撤廃し、既存の原子炉においても、耐用年数を40年以内に法的に定めるべきである。また、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働や建設中の原子炉においても、住民投票を行うなどの配慮が求められる。

4．結論

1つ1つの違法性を審理し、正確な情報によって原子力政策の是非を審理することがまず求められる。そして、原告が指摘している憲法や中央省庁等改革基本法の解釈が正しいかどうかを次に審理することが望ましい。違法性が見られるのに審理しないとしたなら、法律は軽視されてもいいことになる。特に原告は、内容的にも地球温暖化防止を主としており、これは大多数の国民の願いとも重なる。あらゆる政策の中で最も重要で、世界的な問題である。今後、さらに被告が前回と同様に「原告適格かどうか」にこだわるのであれば、原告が準備書面(4)で記したように、どのような「要件」が原告には必要なのか、法律に照らし合わせて回答して欲しい。